

日 薬 情 発 第 142 号
令和 6 年 1 月 10 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
担当副会長 川上 純一

医薬品の効能又は効果等における「プラダ-・ウイリ症候群」に関する
疾病の呼称の取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課及び同局医薬安全対策課より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。
会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。



事務連絡
令和5年12月22日

各団体等 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬局医薬安全対策課

医薬品の効能又は効果等における「プラダーウィリ症候群」に関する
疾病の呼称の取扱いについて

今般、標記について、別添写しのとおり都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、御了知の上、関係者への周知方よろしくお願ひします



医薬品審査第1号

医薬品安発第1号

令和5年12月22日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公印省略)

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公印省略)

医薬品の効能又は効果等における「プラダーウィリ症候群」に関する
疾病の呼称の取扱いについて

「プラダーウィリ症候群」に関する疾病の呼称については、現在では、医学に関する用語集、疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD-10）における疾病名等として、新たな呼称である「プラダーウィリ症候群」が国内で広く使用され、認知されています。

こうした状況を踏まえ、医薬品の「効能又は効果」、「用法及び用量」及び電子化された添付文書等における疾病の呼称を下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴管下関係業者等に対しご周知方ご配慮願います。

なお、本通知の写しについて、別記の関係団体宛てに連絡するので、念のため申し添えます。

記

1. 「効能又は効果」、「用法及び用量」及び電子化された添付文書等における疾病の呼称を、「プラダーウィリ症候群」から「プラダーウィリ症候群」に改めること。
2. 上記1の改正に基づく、承認事項としての「効能又は効果」及び「用法及び用量」の記載の整備は、軽微変更届出により行うこと。なお、他の事

由による変更の機会（一部変更承認申請又は軽微変更届出）にあわせて行
うことでも差し支えない。

3. 同様に、医薬品の電子化された添付文書等の記載については上記1のと
おり整備するよう努めること。

以上

別記

日本製薬団体連合会

日本製薬工業協会

米国研究製薬工業協会在日執行委員会

一般社団法人欧州製薬団体連合会

公益社団法人日本医師会

公益社団法人日本薬剤師会

公益社団法人日本小児科学会

一般社団法人日本小児内分泌学会

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

各地方厚生局